

中東情勢等の影響を踏まえた融資あっせん制度の融資限度額引上げについて

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格や原材料価格の上昇等により、区内中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、事業継続に必要な資金需要の増加が見込まれています。

区ではこれまでも低利かつ低負担の融資あっせん制度により区内事業者の資金繰りを支援してきましたが、今後の資金需要に対応し、事業継続に必要な資金の確保をより一層支援するため、緊急支援融資の融資限度額を引き上げます。

なお、中東情勢の影響は国のセーフティネット保証制度の認定対象事業者に限らず幅広い業種に及ぶ可能性があることから、緊急支援融資に加え、経営改善融資についても引上げの対象とします。

1 融資限度額引上げの概要

(1) 対象制度

- ・緊急支援融資（セーフティネット1号～6号）
- ・経営改善融資

(2) 改正内容

制度名	融資限度額(現行)	融資限度額(改正後)	本人負担率	貸付期間
緊急支援融資	2,000万円	3,000万円	0.1%	7年以内 ※設備は8年以内
経営改善融資	1,000万円	2,000万円	0.3%	5年以内

※ 本人負担率及び貸付期間に変更はありません。

(3) 引上げによる効果

融資限度額の引上げにより、原材料価格や光熱費等の上昇に伴い増加する運転資金需要への対応力が高まり、必要な仕入資金や外注費等を確保しやすくなります。これにより、資金不足による事業活動への影響や受注機会の逸失を防ぎ、区内中小企業の事業継続及び売上の維持・確保につながります。

(4) 改正後の運用開始日（予定）

令和8年7月1日（水）

※ 東京都及び東京信用保証協会との協議、各取扱金融機関への周知等を経て実施するため、変更する場合があります。

(5) 周知方法

中小企業向け情報メールマガジンによるプッシュ配信、港区立産業振興センターや関係団体事業所での案内配架、商工相談員や巡回相談員による案内等

2 引上げに伴う利子補給等の経費

融資限度額の引上げに伴い、令和8年度に新たに必要となる利子補給及び信用保証料補助に係る経費については、改正後の融資限度額まで利用される件数を緊急支援融資100件及び経営改善融資10件と想定し、現行の融資限度額に基づく場合との差額として試算しています。

(千円)

区分	緊急支援融資	経営改善融資	計
利子補給	22,167	1,949	24,116
信用保証料補助	29,240	2,453	31,693
計	51,407	4,402	55,809

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月 令和8年第2回港区議会定例会（補正予算案提出）
東京都及び東京信用保証協会との協議
周知開始

7月 改正後の融資限度額で運用開始